

先月27日の

## 「家賃支援給付金」 相談会報告

今回、上越民商でも初めての取組みとなる、国の「家賃支援給付金」の申請サポートでしたが、「持続化給付金」と同じく又々電子申請しか受け付けないという嫌らしい制度でした。今回の申請も予約制にして、3名の申し込みが事前にあり、1名は書類が不備で後日出直しということになりました。後の2名については、いざパソコンに向かうかという段階でサイトに入らず、2台のパソコンで幾度か試してみましたがダメでした。当初は時間帯で込み合っているのでは？と思いましたが、いくらなんでもおかしいので、先進民商に聞くとブラウザを変えてやってみたらとのことでした。余りパソコンに詳しくない我々事務局は、

## 国・家賃支援給付金

地代・家賃（賃料）を国が支援  
受付期間：7/14～来年1/15まで  
支給対象者：5月～12月の売上が  
・1ヶ月で 前年同月比▲50%以上  
・連続する3か月の合計  
前年同期比▲30%以上  
支給額：法人最大600万円  
個人最大300万円  
自己・親族間取引は対象外です。

後日民商のパソコン担当の会員さんから新たなブラウザをパソコンに入れてもらうことにし、この日の電子申請は断念。二人の中の一人はラーメン店の御主人で、後日無事申請ができ、何度も足を運んだ甲斐が有って、家賃補助28万円で申請をしました。もう一人の方は不備が見つかり、お盆明けに申請することになりました。国のチラシだけを見ると、個人最大300万円って書いてあるから「一桁違うだろう!?」って感じになっちゃうけど、月9万円のケースなら家賃補助36万円の給付なん

## 市・事業者応援給付金

売上減少が20%～49%の事業者の方へ上越市が支援  
「50%以上減少しなければ支援が受けられないのはおかしい」との市民の声が生かされました！  
給付額：一事業者あたり10万円  
受付期間：7/30～来年2/26まで  
※今年5月以降、市の家賃補助を受給された方は手続きが省かれ簡単です。

です。 「持続化給付金」は都会並みのスケールメリットを感じる事が出来たけれど、今回は地代・家賃の補助ですから、田舎はそれなりになっていきます。

今月11日

## 「国保料減免」 相談会開催

民商では今月11日、市の「国保料減免」の相談会を、左記日程にて開催いたします。新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入などが、前年に比べて3割以上減少する「見込み」のある方が対象です。

【日時】8月11日（月）午後1時半～午後3時

【会場】 民商事務所

【持ち物】 昨年の申告書類の写し（申告書・青色申告決算書・收支内訳書）、今年の売上台帳、国保等の納付書・年金振込通知書（年金より天引きの方）（いずれも、今年の2/1～来年3/31の納期限が分かるもの）、などです。なお、個別対応で時間が掛かりますので、予約制になります。各回3名まで。予約はお電話で。

※各自自治体では、国保税だけではなしに、後期高齢者医療保険料・介護保険料もコロナウイルス減免の対象です。減免の対象の保険税は、令和2年2月1日～令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

昨年の事業所得がマイナスの方については、今回の減免申請の対象にならない場合が有りますので、事前に各役所に電話で確認された方がいいそうです（上越市の場合＝国保年金課）。

今月17日

## 「持続化・家賃」 相談会開催

まだまだ受給されていない方が次から次へと現れ、本部対応の事務局としては指定日に予約制で相談会を開き、サポートを続ける日々が続いています。今回は国の支援金をダブルで受け付けます。予約制ですからお電話を。

【日時】8月17日（月）午後1時（予約3名）  
午後2時（予約3名）  
《持続化給付金》

《家賃支援給付金》

【場所】 民商事務所  
【持ち物】 支援金によって添付書類等が違いますので、事務局にお尋ねください。



## 7月豪雨災害救援募金

民商では甚大な被害を被った、九州地方を中心とした被災地の民商事務所民商会員などへの支援として、募金の取組みを行います。

8月の集金袋と一緒に募金袋も当番さんに届けますので、会費の集金時に一緒に集めて下さい。遠方なので、募金だけでも支援しようという気持ちを集めるもので、強制ではありません。天災はお互い様です。ご協力よろしくお願います。



## 事務所のお盆休み

8月13日（木）～16日（日）

商工新聞の休刊 8月17日号